令和6年度版

福岡市
市民活動保険制度のご案内

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

■福　岡　市■

市民活動保険とは

日ごろ、皆さんが行っている、自治会・町内会活動などの地域活動は、活き活きしたコミュニティづくりに欠くことのできないものです。

しかし、こうした皆さんの善意の活動にも危険はついてまわります。「思わぬところで大けが」などということになりかねません。

このような時のための補償が福岡市市民活動保険制度です。

保険の対象となる活動

1　下記（1）または（2）の団体が、年間を通じて行う計画的・継続的活動で、住みよい地域づくりに貢献する公益性のある活動

（1）　市内の自治会・町内会、自治協議会

（2）　５人以上の市民により組織され、市内に活動拠点を置いた団体

2　公民館が主催で行う活動

事前の手続きや登録は必要ありませんが、事故が発生し、保険の申請を行う場合は、添付書類に「団体の規約」「役員・会員名簿」「事業計画書や予算書など団体の活動内容が分かる書類」などが必要となります。

≪保険の対象となる活動例≫

「1」の活動は、具体的には次のような活動が対象となります。

- ① 清掃活動
- ② 環境美化・保全活動
- ③ 資源回収・リサイクル活動
- ④ 防犯・防災、交通安全活動
- ⑤ 子育て支援活動（子育てサロンなど）
- ⑥ 青少年健全育成活動
- ⑦ 高齢者支援活動（高齢者ふれあいサロンなど）
- ⑧ 障がい者支援活動
- ⑨ 社会福祉施設援護活動
- ⑩ 夏祭り、体育祭、文化祭などの地域活動

≪保険の対象とならない活動≫

- ○ 政治、宗教又は営利を目的とする活動
- ○ 文化・スポーツ活動、趣味、懇親などを目的とした活動や自助的な活動
  ※ただし、文化・スポーツ活動は、自治会・町内会、自治協議会が主催・共催する活動に限って対象となる。
- ○ 職場や学校（PTA 含む）などの行事として行う活動
- ○ 企業、公益法人、ＮＰＯ法人などの法人が行う活動
- ○ 危険度の高い活動
- ○ 市が主催、共催する事業（公民館が主催で行う活動は除く）
- ○ 公民館サークル活動

保険の対象となる人

■ **責任者・指導者**

市民活動団体において、活動の計画立案及び運営の指導を行う人、又はこれに準じる人

■ **活動者**

市民活動団体において、活動を実践し、又はこれに従事、もしくは参加する人

※スポーツ活動などにおける単なる観覧者や夏祭りなどの来場者は対象外

保険の内容

■賠償責任補償　市民活動中に第三者の身体・財物などに損害を与え、法律上の賠償責任を被る場合に支払われます。

区分	賠償の内容	補償金支払限度額
身体賠償	他人の身体に傷害を与えたとき	１名 6,000 万円まで １事故３億円まで （生産物については期間中）
財物賠償	他人の財物に損害（物損）を与えたとき	１事故 300 万円まで （生産物については期間中）
受託物賠償	他人からの預かり品や管理物に損害(物損)を与えたとき	１事故 300 万円まで

〇保険の対象にならない主なもの

・責任者、指導者、活動者の故意によるもの　・地震や津波などの天災によるもの
・交通事故など車両によるもの　・親族に対して負担する賠償責任事故など
・参加者同士の賠償責任事故　・活動へ参加するための往復途上の賠償責任事故
・のぼり旗、看板、掲示板などの設置物の飛散や落下等による賠償責任事故
（設置作業途中の事故は対象）

■傷害補償　市民活動中に、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害又は死亡した場合に支払われます。

区分	傷害の内容	補償金額
死亡補償	事故の日から 180 日以内にそのけがが原因で死亡したとき	１事故１名あたり 500 万円
後遺障害補償	事故の日から 180 日以内にそのけがが原因で後遺障害が生じたとき	１事故１名あたり、後遺障害の程度により、死亡保険金の４～１００％
入院補償	事故の日から 180 日を限度として、生活機能又は業務能力の減少をきたし、そのけがにより入院し、治療を受けたとき	１事故１名あたり １日3,000 円(180 日限度)
通院補償	事故の日から 180 日以内で 90 日を限度として、生活機能又は業務能力に減少をきたし、そのけがにより通院し、治療を受けたとき	１事故１名あたり １日 2,000 円 （90 日限度）
手術補償	入院補償金が給付される場合において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けたとき	手術の程度に応じた定額

〇保険の対象にならない主なもの

・責任者、指導者、活動者の故意によるもの　・地震や津波などの天災によるもの
・活動者の無資格運転や酒酔い運転によるもの　・公務災害の適用を受けるもの
・自覚症状しかない、むち打ち症や腰痛　・食中毒によるもの
・脳疾患、疾病または心神喪失によるもの　・親などが連れ添う乳幼児
（日射や熱射による熱中症などを含む）

※補償金のお支払いは、請求されてから１～２ヶ月かかる場合がありますのでご了承下さい（後遺障害の認定がある場合はそれ以上かかることがあります）。
※事故発生日から９０日を超えて事故報告書を提出される場合は,「事故通知遅延理由書」の提出も必要となります（認印を持参してください）。

事故発生時の手続き

事前の手続きや登録は必要ありませんが、活動中に万一事故が起こってしまった場合は、その活動や行事を主催している団体の代表者は、速やかに団体の住所がある区役所に電話などで連絡をしてください。

その後、所定の事故報告書などの必要書類を区役所に提出していただき、事故内容の審査をした結果、要件を満たしている場合は保険が適用されます。

後日、保険会社（代理店）から受傷者の方へ補償金の請求に必要な書類一式をお送りいたしますので、ご記入のうえ保険会社（代理店）へ送付してください。

《事故発生の場合は、次のことをご連絡ください。》

①事故発生の日時
②事故発生の場所
③事故の原因・状況・傷害・物損の程度
④団体名、団体の代表者の氏名、住所、電話番号
⑤傷害にあった方の氏名・住所・電話番号・年齢・性別など
（賠償責任事故の場合は、被害者の氏名などもご連絡ください。）
⑥その他必要と思われる事項

※賠償責任補償（物損）が適用される場合は、事故報告書などの必要書類の他に、事故発生状況が把握できる写真、修理見積書が必要となります。

連絡先・問合せ先

○各区役所

区役所	住所	電話番号
東　区役所 地域支援課	東区箱崎２丁目５４-１	６４５－１０４１
博多区役所 地域支援課	博多区博多駅前２丁目８-１	４１９－１０４８
中央区役所 地域支援課	中央区大名２丁目５-３１	７１８－１０６１
南　区役所 地域支援課	南区塩原３丁目２５-３	５５９－５０７６
城南区役所 地域支援課	城南区鳥飼６丁目１-１	８３３－４０６４
早良区役所 地域支援課	早良区百道２丁目１-１	８３３－４４１６
西　区役所 地域支援課	西区内浜１丁目４-１	８９５－７０３６